

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会 福祉教育推進事業助成要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、町内の小学校・中学校及び高等学校において、児童・生徒に福祉・ボランティア活動への理解と関心を高め、ボランティア精神や福祉のこころを育てるため、福祉教育推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(対 象)

第2条 この事業の対象は、町内の小学校・中学校及び高等学校を対象とし、本会会長が指定したもの（以下「推進校」という。）とする。

(事業内容)

第3条 この事業の実施にあたり推進校は、児童・生徒が社会福祉への認識を深めるとともに、自主的な活動ができるよう次の事業を行うものとする。

- (1) 社会福祉についての学習、調査、研究活動
- (2) 近隣地域においての各種のボランティア活動
- (3) 社会福祉関係行事等への参加（ボランティア体験講座、赤い羽根共同募金等）
- (4) 高齢者や障害者（児）理解のための福祉体験学習
- (5) 児童・生徒の社会福祉施設などにおいての高齢者や障害者（児）等との交流や介護等の体験活動
- (6) 地区福祉連絡会や地域団体との連携による交流活動（世代間交流）
- (7) 体育祭、文化祭等の学校行事への地域参加者の呼びかけ
- (8) 福祉講演会や映画会等の開催や、学校新聞を活用した福祉・啓発活動
- (9) その他、本会が進める福祉事業との連携、協力

(推進校の申請)

第4条 推進校の指定を希望する小学校・中学校及び高等学校は、「福祉教育推進事業計画書」（様式第1号）並びに「助成金交付申請書」（様式第2号）を本会が指定する期日までに提出しなければならない。

(推進校の決定)

第5条 申請のあった学校に対し、本会会長が審査の上、推進校を決定し、「福祉教育推進校決定通知書」（様式第3号）により通知する。

(推進校の指定期間)

第6条 推進校の指定期間は、1年間とする。

2 推進校の指定申請は、指定の有無に係わらず、毎年度行うことができる。

(活動費の助成)

第7条 推進校の活動費として、1校あたり年額30,000円を限度とし助成する。

(助成対象経費)

第8条 助成の対象となる経費は、講師等の謝金、消耗品費、通信運搬費、会議費、印刷製本費、調査研究費等とする。

(助成金の交付)

第9条 助成金は「助成金交付申請書」(様式第2号)により請求された指定口座に振り込むものとする。

(実施計画及び助成金額の変更)

第10条 推進校は指定期間中に当初申請した計画及び助成金額に大きな変更が生じた場合、速やかに「福祉教育推進事業計画書」(様式第1号)並びに「助成金交付変更申請書」(様式第5号)を本会に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 推進校は指定期間終了後速やかに助成金を精算し、「福祉教育推進事業実績報告書」(様式第4号)に、必要書類を添付のうえ、事業報告を行うものとする。

2 必要書類は、活動時の写真等当該事業の実施並びに経費の支出が明らかになるものを添付しなければならない。

(本会の行う事項)

第12条 本会は活動費の助成を行うほか、推進校の活動を促進するために必要に応じて次のことを支援する。

- (1) 推進校で開催する体験学習等への講師の紹介及び派遣
- (2) 社会福祉に関する器具等の貸出し
- (3) 福祉に関する資料の作成及び情報の提供
- (4) 町内各小学校・中学校及び高等学校の学校長及び担当指導教諭等を含んだ福祉教育推進連絡会の開催
- (5) その他、必要な支援

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月6日より施行し、平成25年4月1日から適用する。